

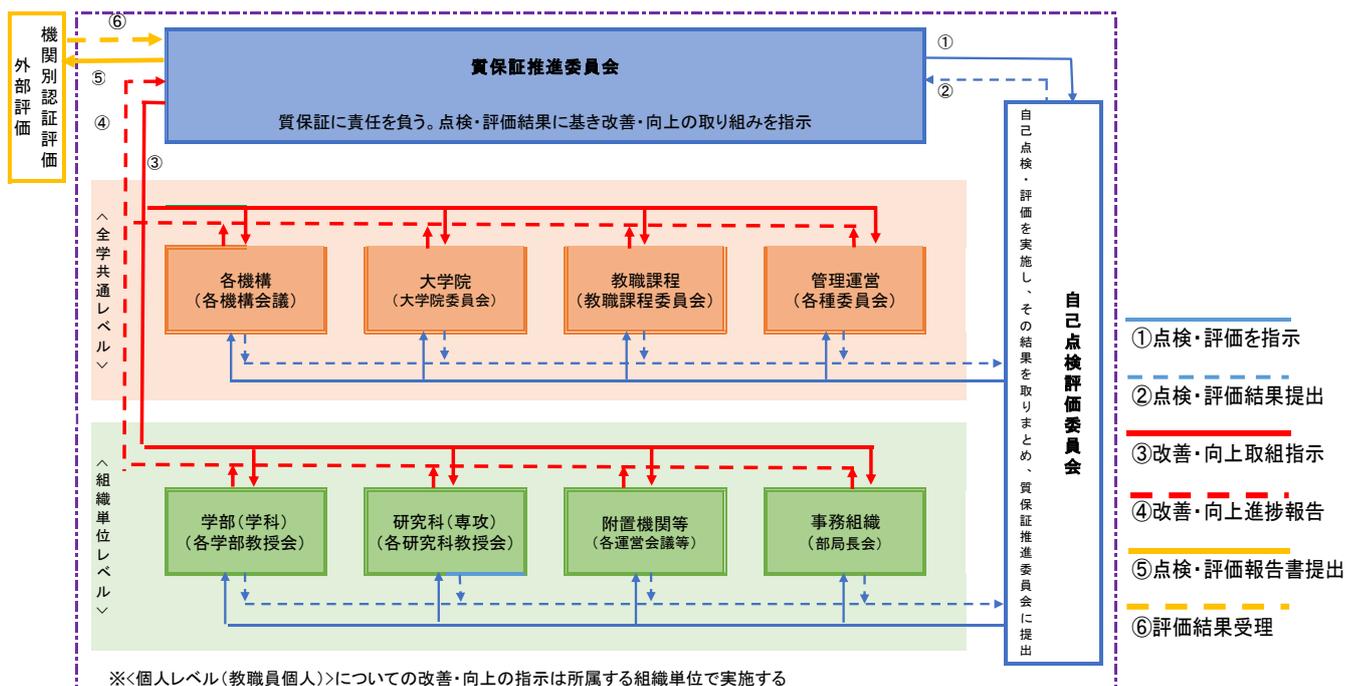
佛教大学の内部質保証の方針

佛教大学における内部質保証とは、佛教大学学則第1条および佛教大学大学院学則第1条の目的を達成するために、本学の教育研究、組織運営について質の保証を行うとともに、改善・向上に取り組むことをいう。この取り組みを推進するために、以下のとおり方針を定める。

【基本的な考え方と内部質保証の実施体制】

- (1) 建学の理念・目的、教育研究上の目的の実現に向けて、大学レベル、全学共通レベル、各学部・研究科・部局等の組織単位レベル、各教職員の個人レベルで、教育研究、組織運営について質の保証を行うとともに、改善・向上に取り組む。
- (2) 教育研究、組織運営について内部質保証を推進するために、教育研究活動、組織運営等の適切性・有効性を検証し、自己点検・評価を行うとともに、機関別認証評価および外部評価（プログラム別評価、第三者評価等）を定期的実施する。
- (3) 大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長を長とする質保証推進委員会を設ける。
- (4) 質保証推進委員会は、自己点検評価委員会の自己点検・評価結果、機関別認証評価および外部評価（プログラム別評価、第三者評価等）結果に基づき、関係する委員会等を通じて、各組織に対して改善・向上に向けた取り組みを指示する。
- (5) 実施した自己点検・評価結果、機関別認証評価および外部評価結果を含む内部質保証の取り組みについて、学内外に公表する。

< 佛教大学の内部質保証体制図 >



【質保証と点検・評価】

教育研究、組織運営の質保証を行うために、次の各領域について、毎年度自己点検（モニタリング）を行う。また、これらの結果に基づき、定期的に自己評価（レビュー）を行うとともに、その結果を活用して機関別認証評価および外部評価を実施する。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 教育課程・学習成果 | ⑦ 研究活動 |
| ② 教職課程 | ⑧ 教育研究組織 |
| ③ その他諸資格課程等 | ⑨ 社会連携・社会貢献 |
| ④ 学生支援 | ⑩ 教育研究等環境 |
| ⑤ 学生の受け入れ | ⑪ 大学運営・財務 |
| ⑥ 教員組織 | ⑫ 内部質保証システム |

【点検・評価の手続き】

（１）自己点検・評価

- ・毎年度の自己点検（モニタリング）および定期的な自己評価（レビュー）を実施し、その結果を取りまとめ質保証推進委員会に提出する組織として自己点検評価委員会を設ける。
- ・自己点検評価委員会は、各レベルにおける自己点検・評価の実施を当該の組織に指示する。
- ・指示を受けた当該の組織は、自己点検評価委員会の指定する点検・評価項目に応じて、毎年度の自己点検（モニタリング）および定期的な自己評価（レビュー）を実施し、その結果を自己点検評価委員会に提出する。

（２）機関別認証評価および各種外部評価

- ・自己点検評価委員会の定期的な自己点検・評価および各種外部評価の結果を基に、質保証推進委員会が大学全体でのメタ評価を行い、機関別認証評価を実施する。
- ・諸資格等の個別の領域について、自己点検評価委員会の定期的な自己点検・評価を踏まえ、当該領域の主体となる組織が中心となりメタ評価を行い、質保証推進委員会の承認を経て、各種認証評価機関における外部評価（プログラム別評価）を実施する。
- ・質保証推進委員会が定める特定領域について、自己点検評価委員会の定期的な自己点検・評価を踏まえ、質保証推進委員会が当該領域のメタ評価を行い、第三者による外部評価を実施する。